

印西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

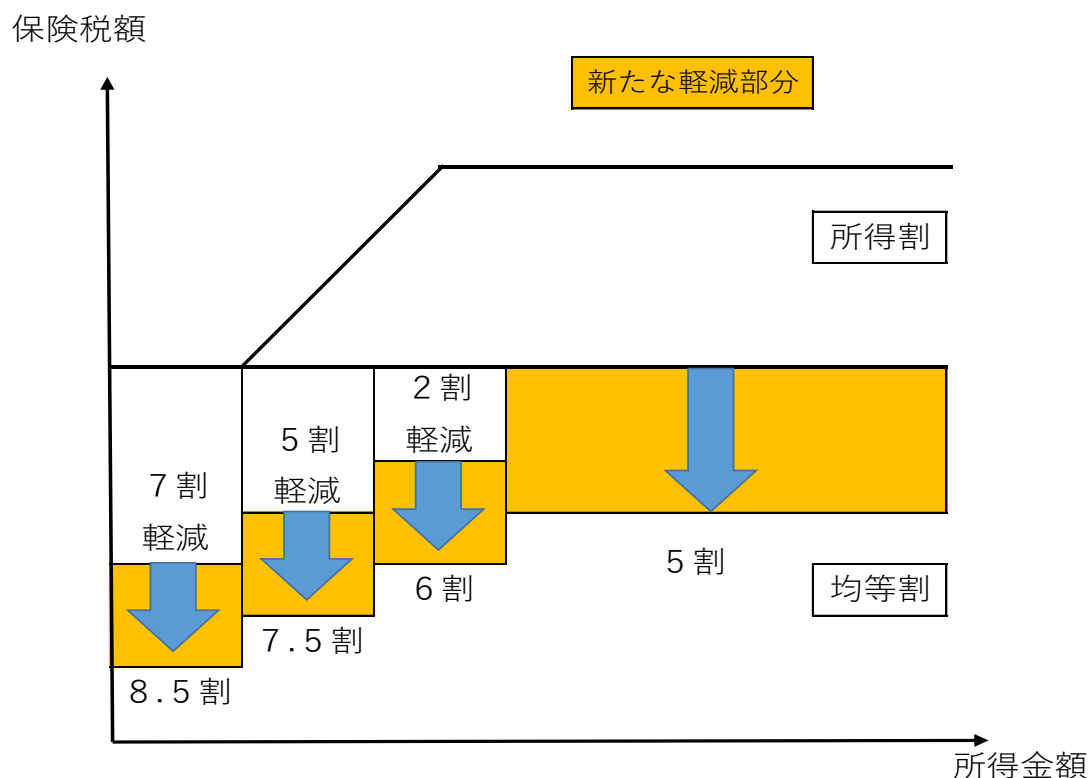
1. 改正の趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険被保険者世帯の未就学児に係る国民健康保険税均等割の 5 割を軽減するもの。

2. 改正の内容

- 全世帯の未就学児（6 歳に達する日以降の 3 月 31 日までの間にある方）を対象とする。
- 軽減世帯は法定軽減後の均等割額が軽減される
- 7 割、5 割、2 割軽減対象に未就学児は、軽減後の均等割を 5 割軽減する。

【軽減のイメージ】



【改正額】

- 該当者見込人数：450 人

• 印西市の未就学児の均等割額：32,500 円

※（内訳）医療分：23,500 円、支援分：9,000 円

軽減割合	法定軽減後均等割額	未就学児軽減額	軽減後均等割額
7割	9,750円	4,875円	4,875円
5割	16,250円	8,125円	8,125円
2割	26,000円	13,000円	13,000円
軽減なし	32,500円	16,250円	16,250円

3. 施行期日 令和4年4月1日

4. 公費負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

5. 公費負担見込額 731万2千円

6. 改正後の効果

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置が図れる。